

パブリック・コメント手続(意見募集)

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について

意見募集期間

令和8年(2026年)

1月9日(金)～2月2日(月)

お問い合わせ先：教育委員会事務局教育総務部教育政策課

電話 046-822-9751(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんのが市政へ参画しやすくなるために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」(以下、「基本方針」と言う。)は、少子化による市立小・中学校の小規模化や、地理的条件等による通学距離の長距離化の課題解決に向けて、平成19年に策定し、平成29年に改定を行いました。

基本方針改定後、8年が経過し、少子化の更なる進展に加え、学校施設の老朽化、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)への指定など、市立小・中学校を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、適正な通学距離の範囲を超えて通学する児童生徒への支援などの課題も生じています。

さらに、このような全市的な課題への対応方策を検討するに当たっては、これまでの検討手順や体制についても見直す必要があります。

こうしたことから、横須賀市の現状に即した内容とするため、基本方針を見直すこととしました。

このたびのパブリック・コメント手続は、基本方針改定の内容について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆見直し項目について	3
◆意見の提出方法	4

◆ 見直し項目について

1 学校施設の課題

市立小・中学校の多くは昭和50年代に集中して建築されており、現在では築50年を超える施設を有する学校が全体の6割を超えてます。また、その約半数の学校で、敷地や建物の一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されています。

このようなことから、学校施設についても、子どもたちの教育環境に関する喫緊の課題ととらえ、検討を進めていく必要があるため、新たに基本方針に記載します。

2 遠距離通学への対応について

基本方針では、適正な通学距離を、小学校で「2キロメートル程度（徒歩30分程度）」、中学校で「3キロメートル程度（徒歩45分程度）」と定めています。

しかし、地域によっては適正な距離を超えて通学する子どもたちがおり、子どもたちの負担や安全面に課題が生じています。

現行の基本方針においても、学校配置の適正化が困難な場合の配慮として記載がありますが、これまでの実績を踏まえ、市の現状に沿った支援方法を記載します。

3 検討の手順について

現行基本方針では、教育環境の整備に関する検討に当たり、教育委員会が地域ごとに設置する地域別協議会へ直接諮詢し、提出された意見を基に方策を決定する手順としています。

しかし、上記の1及び2のような課題を含めて教育環境整備の方策を検討するには、検討対象地域の意見を取り入れつつ、全市的な視点も踏まえた重層的な検討体制が必要となります。

こうしたことから、検討手順についての記載を修正します。

4 方針名称の変更

現行基本方針では、「学校規模」と、「学校配置」の視点から適正化の方策等を検討してきましたが、今回の改定では、「学校施設」の視点を新たに加え、これまで以上に多角的な視点から検討を行います。

このようなことから、基本方針の名称については、より包括的な内容を示す方針名称として「横須賀市立小・中学校の教育環境整備に関する基本方針」と改めます。

意見の提出方法

1 提出期間 令和8年(2026年) 1月9日（金）から
令和8年(2026年) 2月2日（月）まで

2 宛 先 教育総務部 教育政策課

3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
- (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
- (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・教育総務部 教育政策課(横須賀市役所 本館 6階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 教育総務部 教育政策課
 - ウ ファクシミリ
046-822-6849
 - エ 電子メール
sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。